

区民委員会議案説明資料

令和6年6月26日

件名	頁
1 第52号議案 足立区文化・読書・スポーツ推進委員会条例の一部を改正する 条例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
2 第53号議案 足立区文化芸術劇場条例の一部を改正する条例・・・・・・・・	5
3 第54号議案 足立区営運動場条例の一部を改正する条例・・・・・・・・	8
4 第55号議案 足立区温水プール条例の一部を改正する条例・・・・・・・・	10
5 第56号議案 足立区立千寿本町小学校温水プール条例の一部を改正する条例	13
6 第57号議案 足立区東綾瀬公園温水プール条例の一部を改正する条例	15

(地域のちから推進部)

第52号議案説明資料

令和6年6月26日

件名	足立区文化・読書・スポーツ推進委員会条例の一部を改正する条例
所管部課名	地域のちから推進部生涯学習支援室生涯学習支援課、地域文化課 3分野連携担当課、スポーツ振興課、中央図書館
内容	<p>1 概要</p> <p>令和9年度からの新3分野計画の策定に向けて、足立区文化・読書・スポーツ推進委員会（以下「委員会」という。）の所掌事項に「計画の策定に関する事項」を追加するとともに、新3分野計画に区民意見を反映するため、新たに6名（文化・読書・スポーツの各分野で2名）の区民枠を設け、委員定数を6名増とする。 このため、本条例を改正するものである。</p> <p>2 改正内容</p> <p>(1) 条例第1条の文言を以下のとおり変更する。 「進行を一体的に管理し、及び評価する」を「<u>策定、進行の一体的な管理及び評価をする</u>」に改める。</p> <p>(2) 条例第2条の所掌事項に以下のとおり文言追加する。 委員会は、区長の諮問に応じ、次の事項について審議し、答申する。 ア 3分野計画の<u>策定、進行の管理及び評価に関する事項</u> イ その他足立区における文化芸術、読書活動及び運動・スポーツの推進に必要と認める事項</p> <p>(3) 条例第3条の文言を以下のとおり変更する。 「委員16名以内」を「<u>委員22名以内</u>」に改める。</p> <p>3 新旧対照表</p> <p>別紙1のとおり</p> <p>4 施行年月日</p> <p>公布の日から施行する。</p> <p>5 今後の方針</p> <p>本年12月の第1回委員会開催に向けて、規則改正や委員選任などの手続きを進めていく。</p>

改正前	改正後
<p>○足立区文化・読書・スポーツ推進委員会条例 令和2年7月13日条例第43号</p>	<p>○足立区文化・読書・スポーツ推進委員会条例 令和2年7月13日条例第43号</p>
<p>改正</p>	<p>改正</p>
<p>令和2年10月2日条例第54号</p>	<p>令和2年10月2日条例第54号</p>
<p>足立区文化・読書・スポーツ推進委員会条例を公布する。</p>	<p>足立区文化・読書・スポーツ推進委員会条例を公布する。</p>
<p>足立区文化・読書・スポーツ推進委員会条例</p>	<p>足立区文化・読書・スポーツ推進委員会条例</p>
<p>(設置)</p>	<p>(設置)</p>
<p>第1条 文化、読書及びスポーツ活動の推進に係る計画（以下「3分野計画」という。）の<u>進行</u>を一体的に管理し、及び評価するとともに、足立区における文化芸術、読書活動及び運動・スポーツ（学校における体育に関することを除く。以下同じ。）を推進するため、区長の附属機関として、足立区文化・読書・スポーツ推進委員会（以下「委員会」という。）を置く。</p>	<p>第1条 文化、読書及びスポーツ活動の推進に係る計画（以下「3分野計画」という。）の<u>策定、進行の一体的な管理及び評価をする</u>とともに、足立区における文化芸術、読書活動及び運動・スポーツ（学校における体育に関することを除く。以下同じ。）を推進するため、区長の附属機関として、足立区文化・読書・スポーツ推進委員会（以下「委員会」という。）を置く。</p>
<p>(所掌事項)</p>	<p>(所掌事項)</p>
<p>第2条 委員会は、区長の諮問に応じ、次の事項について審議し、答申する。</p>	<p>第2条 委員会は、区長の諮問に応じ、次の事項について審議し、答申する。</p>
<p>(1) 3分野計画の<u>進行</u>の管理及び評価に関する事項</p>	<p>(1) 3分野計画の<u>策定、進行</u>の管理及び評価に関する事項</p>
<p>(2) その他足立区における文化芸術、読書活動及び運動・スポーツの推進に必要と認める事項</p>	<p>(2) その他足立区における文化芸術、読書活動及び運動・スポーツの推進に必要と認める事項</p>
<p>(組織)</p>	<p>(組織)</p>
<p>第3条 委員会は、区長が委嘱又は任命する委員<u>16名以内</u>をもって組織する。</p>	<p>第3条 委員会は、区長が委嘱又は任命する委員<u>22名以内</u>をもって組織する。</p>
<p>第4条～第10条 (省略)</p>	<p>第4条～第10条 (現行のとおり)</p>

改正前	改正後
付 則 (省略) (追加)	付 則 (現行のとおり) <u>付 則 (令和6年〇月〇日条例第〇号)</u> <u>この条例は、公布の日から施行する。</u>

第 5 3 号議案説明資料

令和 6 年 6 月 2 6 日

件 名	足立区文化芸術劇場条例の一部を改正する条例											
所管部課名	地域のちから推進部生涯学習支援室地域文化課											
内 容	<p>1 概要</p> <p>指定管理者の指定について、区として特別の事情*があると認めた場合は公募によらず、現指定管理者を指定管理者候補者とするものの可否を選定審査会に諮るとする取り扱いを定めたため、当条例の一部を改正する。</p> <p>※ 特別の事情の主な例（令和 6 年 2 月 総務委員会報告）</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 指定管理者施設の大規模改修で指定管理期間が大幅に短縮される場合 イ 事業計画変更などで指定管理期間が短期間になり、事業者が変更になることで利用者への影響が大きい場合 ウ 指定管理期間が短期間で従事者確保が困難など指定管理業務を請け負えない場合 <p style="text-align: right;">等</p> <p>2 改正内容</p> <p>(1) 改正を行う条例 足立区文化芸術劇場条例</p> <p>(2) 内容</p> <table border="1" data-bbox="360 1507 1426 1805"> <thead> <tr> <th data-bbox="360 1507 1043 1561">改正内容（追加・変更）</th> <th data-bbox="1043 1507 1235 1561">改正前</th> <th data-bbox="1235 1507 1426 1561">改正後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="360 1561 1043 1753">2 区長は、指定管理者を指定しようとする場合は、特別の事情があると認めたときを除き、規則で定めるところにより公募するものとする。</td> <td data-bbox="1043 1561 1235 1753">規定なし</td> <td data-bbox="1235 1561 1426 1753">規定追加</td> </tr> <tr> <td data-bbox="360 1753 1043 1805">第 3 条の文言の整理</td> <td data-bbox="1043 1753 1235 1805">別紙参照</td> <td data-bbox="1235 1753 1426 1805">別紙参照</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 新旧対照表 別紙のとおり</p> <p>4 施行年月日 公布の日から施行する。</p>			改正内容（追加・変更）	改正前	改正後	2 区長は、指定管理者を指定しようとする場合は、特別の事情があると認めたときを除き、規則で定めるところにより公募するものとする。	規定なし	規定追加	第 3 条の文言の整理	別紙参照	別紙参照
改正内容（追加・変更）	改正前	改正後										
2 区長は、指定管理者を指定しようとする場合は、特別の事情があると認めたときを除き、規則で定めるところにより公募するものとする。	規定なし	規定追加										
第 3 条の文言の整理	別紙参照	別紙参照										

足立区文化芸術劇場条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正前	改正後
<p>○足立区文化芸術劇場条例 平成15年12月17日条例第57号</p> <p>改正 平成19年10月22日条例第58号 平成23年3月2日条例第1号 平成27年3月18日条例第11号 令和2年3月25日条例第5号</p> <p>足立区文化芸術劇場条例を公布する。 足立区文化芸術劇場条例</p> <p>第1条～第2条 (省略)</p> <p>(事業)</p> <p>第3条 足立区文化芸術劇場（以下「芸術劇場」という。）は、第1条に規定する目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。</p> <p>(1) 演劇等の公演その他の<u>催し物</u>に関すること。</p> <p>(2) 芸術劇場の施設及び附属設備（以下「施設等」という。）の利用に関すること。</p> <p>(3) 前2号に掲げるもののほか、芸術劇場の目的を達成するために必要な事業</p> <p>第4条～第17条 (省略)</p> <p>(指定管理者による管理)</p> <p>第18条 芸術劇場の管理に関する業務は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体で区長が指定する指定管理者に行わせることができる。</p>	<p>○足立区文化芸術劇場条例 平成15年12月17日条例第57号</p> <p>改正 平成19年10月22日条例第58号 平成23年3月2日条例第1号 平成27年3月18日条例第11号 令和2年3月25日条例第5号</p> <p>足立区文化芸術劇場条例を公布する。 足立区文化芸術劇場条例</p> <p>第1条～第2条 (現行のとおり)</p> <p>(事業)</p> <p>第3条 足立区文化芸術劇場（以下「芸術劇場」という。）は、第1条に規定する目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。</p> <p>(1) 演劇等の公演その他の<u>催物</u>に関すること。</p> <p>(2) 芸術劇場の施設及び附属設備（以下「施設等」という。）の利用に関すること。</p> <p>(3) 前2号に掲げるもののほか、芸術劇場の目的を達成するために必要な事業</p> <p>第4条～第17条 (現行のとおり)</p> <p>(指定管理者による管理)</p> <p>第18条 芸術劇場の管理に関する業務は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体で区長が指定する指定管理者に行わせることができる。</p>

改正前	改正後
<p>(新設)</p> <p>第19条～第26条 (省略)</p> <p>付 則 (省略)</p> <p>(追加)</p>	<p><u>2 区長は、指定管理者を指定しようとする場合は、特別の事情があると認めるときを除き、規則で定めるところにより公募するものとする。</u></p> <p>第19条～第26条 (現行のとおり)</p> <p>付 則 (現行のとおり)</p> <p><u>付 則 (令和6年〇月〇日条例第〇号)</u> <u>この条例は、公布の日から施行する。</u></p>

第54号議案説明資料

令和6年6月26日

件名	足立区営運動場条例の一部を改正する条例							
所管部課名	地域のちから推進部生涯学習支援室スポーツ振興課							
内容	<p>1 概要</p> <p>指定管理者の指定について、区として特別の事情※があると認めた場合は公募によらず、現指定管理者を指定管理者候補者とするものの可否を選定審査会に諮るとする取り扱いを定めたため、当条例の一部を改正する。</p> <p>※ 特別の事情の主な例（令和6年2月 総務委員会報告）</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 指定管理者施設の大規模改修で指定管理期間が大幅に短縮される場合 イ 事業計画変更などで指定管理期間が短期間になり、事業者が変更になることで利用者への影響が大きい場合 ウ 指定管理期間が短期間で従事者確保が困難など指定管理業務を請け負えない場合 <p style="text-align: right;">等</p> <p>2 改正内容</p> <p>(1) 改正を行う条例 足立区営運動場条例</p> <p>※ スポーツ施設関連の他の施設についても同様に改正する。</p> <p>(2) 内容</p> <table border="1" data-bbox="367 1559 1431 1711"> <thead> <tr> <th data-bbox="367 1559 1050 1615">改正内容（追加・変更）</th> <th data-bbox="1050 1559 1241 1615">改正前</th> <th data-bbox="1241 1559 1431 1615">改正後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="367 1615 1050 1711">指定管理者の指定は、特別の事情があると認めた場合を除き公募によるものとする</td> <td data-bbox="1050 1615 1241 1711">規定なし</td> <td data-bbox="1241 1615 1431 1711">規定追加</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 新旧対照表 別紙3のとおり</p> <p>4 施行年月日 公布の日から施行する。</p>		改正内容（追加・変更）	改正前	改正後	指定管理者の指定は、特別の事情があると認めた場合を除き公募によるものとする	規定なし	規定追加
改正内容（追加・変更）	改正前	改正後						
指定管理者の指定は、特別の事情があると認めた場合を除き公募によるものとする	規定なし	規定追加						

足立区営運動場条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正前	改正後
<p>○足立区営運動場条例 昭和24年9月1日条例第6号</p> <p>第1条～第11条（省略）</p> <p>（指定管理者による管理）</p> <p>第12条 運動場の管理に関する業務は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体で区長が指定する指定管理者に行わせることができる。</p> <p>2 区長は、指定管理者を指定しようとするときは _____、規則で定めるところにより公募するものとする。</p> <p>第13条～第18条（省略）</p> <p>付 則（省略）</p> <p>（追加）</p>	<p>○足立区営運動場条例 昭和24年9月1日条例第6号</p> <p>第1条～第11条（現行のとおり）</p> <p>（指定管理者による管理）</p> <p>第12条 運動場の管理に関する業務は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体で区長が指定する指定管理者に行わせることができる。</p> <p>2 区長は、指定管理者を指定しようとする場合は、<u>特別の事情があると認めるときを除き</u>、規則で定めるところにより公募するものとする。</p> <p>第13条～第18条（現行のとおり）</p> <p>付 則（現行のとおり）</p> <p><u>付 則（令和6年〇月〇日条例第〇号）</u> <u>この条例は、公布の日から施行する。</u></p>

第 5 5 号議案説明資料

令和 6 年 6 月 2 6 日

件 名	足立区温水プール条例の一部を改正する条例											
所管部課名	地域のちから推進部生涯学習支援室スポーツ振興課											
内 容	<p>1 概要</p> <p>指定管理者の指定について、区として特別の事情*があると認めた場合は公募によらず、現指定管理者を指定管理者候補者とするものの可否を選定審査会に諮るとする取り扱いを定めたため、当条例の一部を改正する。</p> <p>※ 特別の事情の主な例（令和 6 年 2 月 総務委員会報告）</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 指定管理者施設の大規模改修で指定管理期間が大幅に短縮される場合 イ 事業計画変更などで指定管理期間が短期間になり、事業者が変更になることで利用者への影響が大きい場合 ウ 指定管理期間が短期間で従事者確保が困難など指定管理業務を請け負えない場合 <p style="text-align: right;">等</p> <p>2 改正内容</p> <p>(1) 改正を行う条例 足立区温水プール条例</p> <p>※ スポーツ施設関連の他の施設についても同様に改正する。</p> <p>(2) 内容</p> <table border="1" data-bbox="365 1559 1430 1760"> <thead> <tr> <th>改正内容（追加・変更）</th> <th>改正前</th> <th>改正後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>指定管理者の指定は、特別の事情があると認めた場合を除き公募によるものとする</td> <td>規定なし</td> <td>規定追加</td> </tr> <tr> <td>第 1 条、別表、備考の文言の整理</td> <td>別紙参照</td> <td>別紙参照</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 新旧対照表 別紙 4 のとおり</p> <p>4 施行年月日 公布の日から施行する。</p>			改正内容（追加・変更）	改正前	改正後	指定管理者の指定は、特別の事情があると認めた場合を除き公募によるものとする	規定なし	規定追加	第 1 条、別表、備考の文言の整理	別紙参照	別紙参照
改正内容（追加・変更）	改正前	改正後										
指定管理者の指定は、特別の事情があると認めた場合を除き公募によるものとする	規定なし	規定追加										
第 1 条、別表、備考の文言の整理	別紙参照	別紙参照										

足立区温水プール条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正前	改正後
<p>○足立区温水プール条例 昭和53年3月31日条例第6号</p>	<p>○足立区温水プール条例 昭和53年3月31日条例第6号</p>
<p>(目的)</p>	<p>(目的)</p>
<p>第1条 この条例は、足立区温水プール（以下「温水プール」という。）を設置することにより、区民の健康と体力の増進を図り、もつて社会体育の振興に資することを目的とする。</p>	<p>第1条 この条例は、足立区温水プール（以下「温水プール」という。）を設置することにより、区民の健康と体力の増進を図り、もつて社会体育の振興に資することを目的とする。</p>
<p>第2条～第16条（省略）</p>	<p>第2条～第16条（現行のとおり）</p>
<p>(指定管理者による管理)</p>	<p>(指定管理者による管理)</p>
<p>第17条 温水プールの管理に関する業務は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体で区長が指定する指定管理者に行わせることができる。</p>	<p>第17条 温水プールの管理に関する業務は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体で区長が指定する指定管理者に行わせることができる。</p>
<p>2 区長は、指定管理者を指定しようとするときは _____、規則で定めるところにより公募するものとする。</p>	<p>2 区長は、指定管理者を指定しようとする場合は、<u>特別の事情があると認めるときを除き</u>、規則で定めるところにより公募するものとする。</p>
<p>第18条～第23条（省略）</p>	<p>第18条～第23条（現行のとおり）</p>
<p>付 則（省略）</p>	<p>付 則（現行のとおり）</p>
<p>(追加)</p>	<p><u>付 則（令和6年〇月〇日条例第〇号）</u> <u>この条例は、公布の日から施行する。</u></p>

改正前

別表（第10条関係）

種別		団体貸切使用		個人使用		回数券
		単位時間	貸切使用	一般	子ども	
温水プール	一般用	1回1時間以内	1,900円	550円	100円	100円券24枚つづり 2,000円
	1コース					300円券20枚つづり 5,000円
	児童用					550円券11枚つづり 5,000円
会議室			500円			

備考

- 個人使用_____は、使用時間内1回あたりの額とする。
- この表において子どもとは、中学生以下____をいい、それ以外____を一般という。
(新設)
- _____団体貸切の使用単位時間は、連続2回2時間を限度とする。ただし、区長が認めた場合は、この限りでない。
- 温水プールの一般用プールの貸切使用は、3コースを限度とする。ただし、区長が認めた場合は、この限りでない。
- 付帯設備の使用料は、1件1回につき5,000円以内において区長が定める額とする。

改正後

別表（第10条関係）

種別		団体使用		個人使用		回数券
		単位時間	料金	料金		
				一般	子ども	
温水プール	一般用	1回1時間以内	1,900円	550円	100円	100円券24枚つづり 2,000円
	1コース					300円券20枚つづり 5,000円
	児童用					使用時間内
会議室		1回1時間以内	500円			

備考

- 個人使用の料金は、使用時間内1回当たりの額とする
- この表において子どもとは、中学生以下の者をいい、それ以外の者を一般という。
- 温水プールの一般用プールの団体使用は貸切とする。
- 一般用プールの団体使用は、連続2回2時間を限度とする。ただし、区長が認めた場合は、この限りでない。
- 一般用プールの団体使用は、3コースを限度とする。ただし、区長が認めた場合は、この限りでない。
- 付帯設備の使用料は、1件1回につき5,000円以内において区長が定める額とする。

第56号議案説明資料

令和6年6月26日

件名	足立区立千寿本町小学校温水プール条例の一部を改正する条例										
所管部課名	地域のちから推進部生涯学習支援室スポーツ振興課										
内容	<p>1 概要</p> <p>指定管理者の指定について、区として特別の事情*があると認めた場合は公募によらず、現指定管理者を指定管理者候補者とするものの可否を選定審査会に諮るとする取り扱いを定めたため、当条例の一部を改正する。</p> <p>※ 特別の事情の主な例（令和6年2月 総務委員会報告）</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 指定管理者施設の大規模改修で指定管理期間が大幅に短縮される場合 イ 事業計画変更などで指定管理期間が短期間になり、事業者が変更になることで利用者への影響が大きい場合 ウ 指定管理期間が短期間で従事者確保が困難など指定管理業務を請け負えない場合 <p style="text-align: right;">等</p> <p>2 改正内容</p> <p>(1) 改正を行う条例 足立区立千寿本町小学校温水プール条例</p> <p>※ スポーツ施設関連の他の施設についても同様に改正する。</p> <p>(2) 内容</p> <table border="1" data-bbox="365 1556 1431 1758"> <thead> <tr> <th>改正内容（追加・変更）</th> <th>改正前</th> <th>改正後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>指定管理者の指定は、特別の事情があると認めた場合を除き公募によるものとする</td> <td>規定なし</td> <td>規定追加</td> </tr> <tr> <td>第10条の文言の整理</td> <td>別紙参照</td> <td>別紙参照</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 新旧対照表 別紙5のとおり</p> <p>4 施行年月日 公布の日から施行する。</p>		改正内容（追加・変更）	改正前	改正後	指定管理者の指定は、特別の事情があると認めた場合を除き公募によるものとする	規定なし	規定追加	第10条の文言の整理	別紙参照	別紙参照
改正内容（追加・変更）	改正前	改正後									
指定管理者の指定は、特別の事情があると認めた場合を除き公募によるものとする	規定なし	規定追加									
第10条の文言の整理	別紙参照	別紙参照									

改正前	改正後
<p>○足立区立千寿本町小学校温水プール条例 平成4年12月18日条例第57号</p>	<p>○足立区立千寿本町小学校温水プール条例 平成4年12月18日条例第57号</p>
<p>第1条～第9条（省略）</p>	<p>第1条～第9条（現行のとおり）</p>
<p>（使用承認の取り消し等）</p>	<p>（使用承認の取り消し等）</p>
<p>第10条 区長は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用の承認を取り消し、又は使用の条件を<u>変更し</u>し、若しくは使用を停止することができる。</p>	<p>第10条 区長は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用の承認を取り消し、又は使用の条件を<u>変更し</u>、若しくは使用を停止することができる。</p>
<p>第10条第1号～第5号（省略）</p>	<p>第10条第1号～第5号（現行のとおり）</p>
<p>第11条～第12条（省略）</p>	<p>第11条～第12条（現行のとおり）</p>
<p>（指定管理者による管理）</p>	<p>（指定管理者による管理）</p>
<p>第13条 温水プールの管理に関する業務は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体で区長が指定する指定管理者に行わせることができる。</p>	<p>第13条 温水プールの管理に関する業務は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体で区長が指定する指定管理者に行わせることができる。</p>
<p>2 区長は、指定管理者を指定しようとするときは _____、規則で定めるところにより公募するものとする。</p>	<p>2 区長は、指定管理者を指定しようとする場合は、<u>特別の事情があると認めるときを除き</u>、規則で定めるところにより公募するものとする。</p>
<p>第14条～第19条（省略）</p>	<p>第14条～第19条（現行のとおり）</p>
<p>付 則（省略）</p>	<p>付 則（現行のとおり）</p>
<p>（追加）</p>	<p><u>付 則（令和6年〇月〇日条例第〇号）</u> <u>この条例は、公布の日から施行する。</u></p>

第 5 7 号議案説明資料

令和 6 年 6 月 2 6 日

件 名	足立区東綾瀬公園温水プール条例の一部を改正する条例										
所管部課名	地域のちから推進部生涯学習支援室スポーツ振興課										
内 容	<p>1 概要</p> <p>指定管理者の指定について、区として特別の事情※があると認めた場合は公募によらず、現指定管理者を指定管理者候補者とする可否を選定審査会に諮るとする取り扱いを定めたため、当条例の一部を改正する。</p> <p>※ 特別の事情の主な例（令和 6 年 2 月 総務委員会報告）</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 指定管理者施設の大規模改修で指定管理期間が大幅に短縮される場合 イ 事業計画変更などで指定管理期間が短期間になり、事業者が変更になることで利用者への影響が大きい場合 ウ 指定管理期間が短期間で従事者確保が困難など指定管理業務を請け負えない場合 <p style="text-align: right;">等</p> <p>2 改正内容</p> <p>(1) 改正を行う条例 足立区東綾瀬公園温水プール条例</p> <p>※ スポーツ施設関連の他の施設についても同様に改正する。</p> <p>(2) 内容</p> <table border="1" data-bbox="365 1556 1431 1758"> <thead> <tr> <th>改正内容（追加・変更）</th> <th>改正前</th> <th>改正後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>指定管理者の指定は、特別の事情があると認めた場合を除き公募によるものとする</td> <td>規定なし</td> <td>規定追加</td> </tr> <tr> <td>第 1 条、第 4 条の文言の整理</td> <td>別紙参照</td> <td>別紙参照</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 新旧対照表 別紙 6 のとおり</p> <p>4 施行年月日 公布の日から施行する。</p>		改正内容（追加・変更）	改正前	改正後	指定管理者の指定は、特別の事情があると認めた場合を除き公募によるものとする	規定なし	規定追加	第 1 条、第 4 条の文言の整理	別紙参照	別紙参照
改正内容（追加・変更）	改正前	改正後									
指定管理者の指定は、特別の事情があると認めた場合を除き公募によるものとする	規定なし	規定追加									
第 1 条、第 4 条の文言の整理	別紙参照	別紙参照									

足立区東綾瀬公園温水プール条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正前	改正後
<p>○足立区東綾瀬公園温水プール条例 平成4年3月31日条例第29号</p>	<p>○足立区東綾瀬公園温水プール条例 平成4年3月31日条例第29号</p>
<p>(目的)</p>	<p>(目的)</p>
<p>第1条 この条例は、足立区東綾瀬公園温水プール（以下「東綾瀬公園温水プール」という。）を設置することにより、区民の健康と体力の増進を図るとともに<u>体育・スポーツ</u>の振興に寄与することを目的とする。</p>	<p>第1条 この条例は、足立区東綾瀬公園温水プール（以下「東綾瀬公園温水プール」という。）を設置することにより、区民の健康と体力の増進を図るとともに、<u>体育及びスポーツ</u>の振興に寄与することを目的とする。</p>
<p>第2条～第3条（省略）</p>	<p>第2条～第3条（現行のとおり）</p>
<p>(事業)</p>	<p>(事業)</p>
<p>第4条 東綾瀬公園温水プールは、第1条に定める目的を達成するため、次の事業を行う。</p> <p>(1) 施設の使用に関すること。</p> <p>(2) <u>体育・スポーツ</u>の振興に関すること。</p> <p>(3) 前2号のほか、東綾瀬公園温水プールの目的を達成するために必要な事業。</p>	<p>第4条 東綾瀬公園温水プールは、第1条に定める目的を達成するため、次の事業を行う。</p> <p>(1) 施設の使用に関すること。</p> <p>(2) <u>体育及びスポーツ</u>の振興に関すること。</p> <p>(3) 前2号のほか、東綾瀬公園温水プールの目的を達成するために必要な事業</p>
<p>第5条～第16条（省略）</p>	<p>第5条～第16条（現行のとおり）</p>
<p>(指定管理者による管理)</p>	<p>(指定管理者による管理)</p>
<p>第17条 東綾瀬公園温水プールの管理に関する業務は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体で区長が指定する指定管理者に行わせることができる。</p>	<p>第17条 東綾瀬公園温水プールの管理に関する業務は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体で区長が指定する指定管理者に行わせることができる。</p>
<p>2 区長は、指定管理者を指定しようとするときは _____、規則で定めるところにより公募するものとする。</p>	<p>2 区長は、指定管理者を指定しようとする場合は、<u>特別の事情があると認めるときを除き</u>、規則で定めるところにより公募するものとする。</p>

改正前	改正後
<p>第18条～第23条（省略）</p> <p>付 則（省略）</p> <p>（追加）</p>	<p>第18条～第23条（現行のとおり）</p> <p>付 則（現行のとおり）</p> <p><u>付 則（令和6年〇月〇日条例第〇号）</u></p> <p><u>この条例は、公布の日から施行する。</u></p>